

## 滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進基金条例案について

2050年のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の実現に向けて、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する事業の円滑な推進を図るため、滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進基金を新たに設置する。

### 1 目的

現在見直しを行っているCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する条例や計画で目指す2050年までのCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の実現に向けて、関連する事業の円滑な推進を図る。

### 2 背景

CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進においては、全庁を挙げて中長期的に継続して施策を実施する必要がある、複数年に渡る資金が必要となることから、財源を確保するもの。

### 3 積立金額等

15億円＋基金運用利子44万5千円（令和4年度当初予算見積り）  
（推進計画の中間見直しを行う令和7年度（2025年度）までの4年間を想定）

### 4 想定する事業

次の①～③に資する事業のうち、新規・拡充といった追加的に必要となる経費に充当する。

#### ① 各部門の省エネの取組を推進するための県独自施策

（計画の中期目標：2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比50%削減に向けた県独自施策）  
新規の取組や、既存の取組の拡充によって各部門における省エネに向けた取組を加速化する事業  
（事業者や家庭に対する支援、行動変容に向けた取組、モデル地域の育成など）

#### ② 将来のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会を見据えた施策

新たな産業の創出や、再生可能エネルギーの地産地消の仕組みづくりなど、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりを加速化させる取組を推進  
（新たな産業の創出、再生可能エネルギーの導入拡大など）

#### ③ CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた県庁率先行動

県の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を進めるための取組  
（県庁施設の省エネルギー化、公用車の更新、再生可能エネルギーの導入など）

滋賀県  
CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり  
推進基金

条例・計画で目指す「CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会」の実現に向け、施策の円滑な推進を図るための基金(15億円 令和4年度～令和7年度)

1. 各部門の省エネの取組を  
推進するための県独自施策

2. 将来のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会  
を見据えた施策

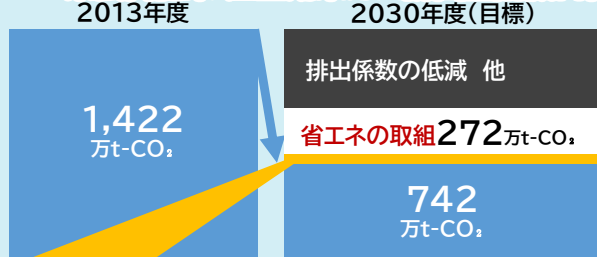
3. 県庁率先行動

令和4年度 基金充当額248.6百万円/総事業費816.7百万円

CO<sub>2</sub>を排出しない社会づくり

県独自施策 温室効果ガス排出量削減目標

削減効果  
R4年度分  
(4年間分)



① CO<sub>2</sub>ネットゼロにつながる快適なライフスタイルへの転換

② 自然環境と調和するCO<sub>2</sub>を排出しない地域づくり

■ 住宅に対する直接支援  
スマート・エコハウス普及促進事業(基)  
13.8百万円/67.3百万円

■ 次世代自動車等の普及  
次世代自動車普及促進事業(基)  
19.7百万円/19.7百万円  
自動車管理計画書制度による次世代自動車導入の促進

運輸部門  
▲1,440t-CO<sub>2</sub>  
▲5,760t-CO<sub>2</sub>

地球温暖化防止活動推進センター運営事業

■ 事業者に対する直接支援  
事業所省エネ・再エネ等推進加速化事業(基)  
47.2百万円/425.1百万円  
中小企業振興資金貸付金政策推進資金(CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進枠)(基)

産業部門  
業務部門  
▲1,067t-CO<sub>2</sub>  
▲4,268t-CO<sub>2</sub>

■ 事業者の行動変容(見える化・啓発)  
(再掲)企業の視点に立ったCO<sub>2</sub>削減取組支援事業(基)  
11.4百万円/13.9百万円  
(再掲)製品ライフサイクルにおけるCO<sub>2</sub>削減技術の開発支援事業(基)  
事業所CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進事業

産業部門  
業務部門  
▲3,120t-CO<sub>2</sub>  
▲12,480t-CO<sub>2</sub>

オーガニック近江米等産地育成事業(基)1.2百万円/16.2百万円

⑤ 革新的なイノベーションの創出

⑥ CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会に向けたムーブメントの創出

■ イノベーションの創出  
滋賀版水素社会づくり推進事業(基)  
近未来技術等社会実装推進事業(基)  
40.3百万円/71.0百万円

■ 県民の行動変容(見える化・啓発)  
6.9百万円/45.0百万円  
スポーツを通じたCO<sub>2</sub>ネットゼロ推進事業(基)  
学校におけるCO<sub>2</sub>ネットゼロ推進事業(基)  
2050しがCO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた高等学校の研究取組推進事業(基)  
ムーブメント加速化推進事業 (再掲)地球温暖化防止活動推進センター運営事業

家庭部門  
▲1,375t-CO<sub>2</sub>  
▲5,500t-CO<sub>2</sub>

■ モデル地域の育成  
脱炭素先行地域づくりの支援

業務部門  
家庭部門  
▲ - t-CO<sub>2</sub>  
▲21,000t-CO<sub>2</sub>

③ 新たな価値を生み出し競争力のある産業の創出

■ 新たな産業の創出  
プロジェクトチャレンジ支援事業(基) 22.0百万円/44.1百万円

企業の視点に立ったCO<sub>2</sub>削減取組支援事業(基)  
製品ライフサイクルにおけるCO<sub>2</sub>削減技術の開発支援事業(基)

④ 資源の地域内循環による地域の活性化

■ 再エネ導入拡大  
41.3百万円/50.1百万円  
PPA等普及促進事業(基) CO<sub>2</sub>ネットゼロヴィレッジ創造事業(基)

県大発CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の実現に向けた  
社会実装化研究と地域における社会実践事業(基) 13.3百万円/13.3百万円

⑦ 気候変動への適応

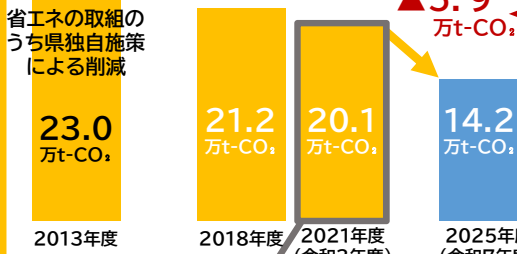
■ 琵琶湖の底層DOの現状把握 7.5百万円/16.0百万円  
新指標(底層DO)等のモニタリング計画の策定と評価の具体的検討(基)

地域・経済の活性化

⑧ 県における率先実施

■ CO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた県庁率先行動(基) 24.1百万円/35.2百万円

▲1,064t-CO<sub>2</sub>  
▲4,256t-CO<sub>2</sub>



産業部門: 1.86万 業務部門: 0.65万  
家庭部門: 2.79万 運輸部門: 0.58万

産業部門: 6.6万 業務部門: 2.4万  
家庭部門: 9.1万 運輸部門: 2.0万  
※2013年度から2018年度までのエネルギー消費量削減率の実績を基に、2021年度比削減目標量を算定



# CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の実現に向けた挑戦

【予算額 6,432.8百万円】

## 2050年CO<sub>2</sub>ネットゼロの実現 ～地域や経済の成長につながるCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の実現～

**1.CO<sub>2</sub>ネットゼロにつながる快適なライフスタイルへの転換(264.4百万円)**

- ①次世代自動車普及促進事業(19.7百万円)CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課 内線3090
- ②スマート・エコハウス普及促進事業(67.3百万円)CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課 内線3090
- 地球温暖化防止活動推進センター運営事業(19.2百万円)CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課 内線3092
- 未来へつなぐ木の良さ体感事業(136.3百万円)森林政策課 内線3915
- 木の良さを体感する機会の提供により、県産材(びわ湖材)の利用促進を図る。 など

**5.革新的なイノベーションの創出(82.6百万円)**

- ①滋賀版水素社会づくり推進事業(5.4百万円)CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課 内線3090
- ②近未来技術等社会実装推進事業(65.5百万円)商工政策課 内線3712
- 外部競争的資金導入型研究開発事業(10.9百万円)モノづくり振興課 内線3795
- 外部資金の積極的な導入により技術開発および県内企業への技術移転を加速的に進め、競争力強化と新産業の創出を図る。 など

**2.自然環境と調和するCO<sub>2</sub>を排出しない地域づくり(3,304.9百万円)**

- ①事業所省エネ・再エネ等推進加速化事業(92.6百万円)CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課 内線3090
- ②中小企業振興資金貸付金 政策推進資金(CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進枠)(332.4百万円)中小企業支援課 内線3732
- ③オーガニック近江米等産地育成事業(16.2百万円)食のブランド推進課 内線3895
- CO<sub>2</sub>排出削減効果の高いオーガニック近江米等の取組を拡大するため、生産・販路拡大に対する支援を行う。
- 単独造林間伐事業(13.1百万円)森林保全課 内線3930
- 主伐・再造林や搬出間伐等の森林整備と森林資源の有効活用を促進
- 地域特性に応じた交通ネットワーク構築事業(19.3百万円)交通戦略課 内線3681 など
- 集落と拠点間や地域の拠点間をつなぐ、交通ネットワークモデルの検討・構築と、モデルの実践

**6.CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会に向けたムーブメントの創出(96.9百万円)**

- ムーブメント加速化推進事業(19.0百万円)CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課 内線3092
- びわ湖カーボンプレジット普及促進事業(3.5百万円)CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課 内線3092
- ①スポーツを通じたCO<sub>2</sub>ネットゼロ推進事業(5.0百万円)スポーツ課 内線3368
- スポーツ大会等のCO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた手引きを作成し、大会運営等でのCO<sub>2</sub>排出量抑制の取組を促進する。
- ごみゼロしが推進事業(10.8百万円)循環社会推進課 内線3472
- 多様な主体との一層の連携・協働によるごみゼロに向けた取組を推進
- ①学校におけるCO<sub>2</sub>ネットゼロに向けた取組の推進(1.9百万円) 幼小中教育課 内線4660 高校教育課 内線4571 など

**3.新たな価値を生み出し競争力のある産業の創出(90.3百万円)**

- イノベーションエコシステム創出支援事業(10.0百万円)モノづくり振興課 内線3793
- ①プロジェクトチャレンジ支援事業(44.1百万円)モノづくり振興課 内線3795
- ①企業の視点に立ったCO<sub>2</sub>削減取組支援事業(8.7百万円)モノづくり振興課 内線3795
- ①滋賀県起業支援金(23.4百万円)中小企業支援課 内線3733 など

**7.気候変動への適応(216.4百万円)**

- 県民防災力アップ事業(2.3百万円)防災危機管理局 内線7412
- 日常生活の中に浸透し、生活に根ざした「生活防災」の普及や防災教育、住民自らの避難行動につながる「マイ・タイムライン」の活用等を推進
- ①新指標(底層DO)等のモニタリング計画の策定と評価の具体的検討(16.0百万円) 環境政策課 内線3350
- 気候変動の影響を鋭敏に受ける琵琶湖の底層DOのモニタリングと評価方法の検討等を行う。 など

**4.資源の地域内循環による地域の活性化(1,772.9百万円)**

- ①PPA等普及促進事業(18.1百万円)CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課 内線3091
- ①県大発CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の実現に向けた社会実装化研究と地域における社会実践事業(13.3百万円)私学・県立大学振興課 内線3274
- 大学内での実証等によるCO<sub>2</sub>ネットゼロキャンパスを目指す取組を波及させ、「脱炭素先行地域」選定を目指す。
- ①湖南中部浄化センター下水汚泥燃料化事業(80.0百万円)下水道課 内線4221 など
- ①CO<sub>2</sub>ネットゼロヴィレッジ創造事業(32.0百万円)耕地課3943・農村振興課3960

**8.県における率先実施(604.5百万円)**

- ①グリーン・オフィス滋賀推進事業(11.8百万円)CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課 内線3494
- ①県庁舎LED照明整備事業(1.4百万円)総務課 内線3113
- 庁舎旧新館の執務室等の照明をリース方式でLED化する。 など

総合企画部 CO<sub>2</sub>ネットゼロ推進課 (内3490)

## 滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進基金条例案要綱

### 1 制定の理由

令和 32 年（2050 年）のCO<sub>2</sub>ネットゼロ社会の実現に向けて、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する事業の円滑な推進を図るため、滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進基金条例を制定しようとするものです。

### 2 概要

- (1) CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりに関する事業の円滑な推進を図るため、滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくり推進基金（以下「基金」という。）を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとします。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとします。（第3条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。（第4条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。（第5条関係）
- (6) 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。（第6条関係）
- (7) この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとします。（第7条関係）
- (8) この条例は、令和4年4月1日から施行することとします。